

治療後「自己都合」で退職を強要

下請けは「けがと弁当は自分持ち」

労災保険で扱うべき多数の事故が健康保険で処理されていた問題で、読者から「労災隠し」の被害を訴える声が続々と毎日新聞に寄せられている。事故後、退職を強要された「元請けから労災扱いにするなど電話が入った」「搬送された病院から帰社を命じられた」など、あの手この手の労災隠しが浮かび上がる。労働基準監督署の対応を疑問視する声もあり、問題の根深さをうかがわせた。



【大島秀利、清水勝】

被害の訴え続々

大阪市内の元保険外交員の女性(37)は今年7月、車で営業回り中、追突事故に遭い、むち打ち症で2カ月以上仕事を休んだ。女性が休職扱いを願い出ると、会社は「規定で」と欠勤扱いに。労災についても「認定されるまで時間がかかる」と取り合わなかった。10月に治療を終えて出社すると、会社は退職関連の書類を示し「理由は自己都合で」と記入を指示。女性はそれにしたがった。

「労災を隠すための退職強要だったのか」。本紙の記事を読んでもう感じた女性は、記者とともに労災申請の支援をしている市民団体「関西労働者安全センター」(大阪市中央区、06・6943・1527)を訪ねた。

同センターは「事実関係が明確なら2週間程度で労災認定が下りてくる。労災なら、休業

期間プラス30日間は解雇されず、示談金とは別に休業特別支給金も支給されると説明した。女性は近く労働基準監督署に労災申請する予定だ。

下請け業者の労働者からは、多くの声が寄せられた。建設業の男性は「作業中の事故で左ひじを骨折し、会社に労災を求めたが『元請けから労災にしないように電話が入った。健保で治療を』と言われた。元請けには逆らえない」。レッカー運転手の男性は「下請けは、けがと弁当は自分持ちだと言われている」と代弁した。

さらに、大手電機メーカーに勤める男性からも「労災申請した場合は出世の妨げ、昇給などに響く」という声があり、大手運送会社員は「勤務中の事故で病院に運ばれたが、上司は『すぐに戻れ』と命令。会社に戻る



労災の相談に応じる関西労働者安全センターのスタッフら。「泣き寝入りせず、相談を」と呼びかけている

「労基署も取り合ってくれず」

と「どこかで転んだことでもしておけ」と言われ、治療費は自己負担した。労基署に現状を訴えたことがあるが「労災(保険を)使ったらくびになるのは(テ)取り合ってくれなかった」とその対応に憤った。

勇気出して相談を

関西労働者安全センターの話。労災の補償を受けるのは当然の権利で、労災隠しは重大な人権侵害だ。会社に言われて泣き寝入りした人もまず相談を。勇気をもって、申し出てほしい。

労災に関するご意見、情報をお寄せください。住所(〒530-8251)不要。かファクス(06・6346・8228)、Eメール(o.tokuhou@mbx.mainichi.co.jp)で、毎日新聞特別報道部へ。